



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

526	随意契約の相手方の決定	(税務課).....	1
527	平成19年和歌山県告示第233号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定)の一部改正	(循環型社会推進課).....	9
528	指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課).....	10
529	〃	(〃).....	10
530	〃	(〃).....	10
531	〃	(〃).....	11
532	海南野上土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	11
533	平成30年度狩猟免許試験の実施	(果樹園芸課).....	11
534	平成30年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施	(〃).....	13
535	保安林の指定	(森林整備課).....	14
536	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	15
537	都市計画事業の認可	(道路建設課).....	15
538	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	16
539	日高港港湾計画の変更	(港湾漁港整備課).....	17
540	一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会).....	18

○ 公安委員会告示

14	運転免許取得者教育の認定	19
15	運転免許取得者教育を行う者の変更	19
16	指定講習機関の変更	20

告 示

和歌山県告示第526号

県税運営システム等電算処理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県税運営システム等電算処理業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局税務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社南大阪電子計算センター

大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

(1) 県税運営システム

ア 法人二税

(ア) 予定申告書等パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 予定申告書等入力処理	1か月当たり	9,900円
(ウ) 予定申告書等作成処理	1か月当たり	22,100円
(エ) 確定申告書等パンチ処理	1件当たり	63円
(オ) 確定申告書等入力処理	1か月当たり	39,600円
(カ) 確定申告書等作成処理	1か月当たり	82,600円
(キ) 申告書入力特別処理	1か月当たり	27,300円
(ク) 更正・決定処理	1か月当たり	71,800円
(ケ) 利子割額明細書パンチ処理	1件当たり	13円
(コ) 利子割額明細書入力処理	1か月当たり	21,300円
(サ) 是認入力処理	1か月当たり	108,500円
(シ) 月例統計処理	1か月当たり	151,000円
(ス) 交付税調作成処理	作業1回当たり	297,000円
(セ) 課税状況調作成処理	作業1回当たり	297,000円
(ソ) 法人登録に関する処理	1か月当たり	57,000円
(タ) 未処理法人調査に関する処理	作業1回当たり	74,200円
(チ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	71,800円
(ツ) オンライン処理	1か月当たり	147,600円
(テ) 予算積算資料作成処理	作業1回当たり	79,200円
(ト) 年報ファイル作成処理	作業1回当たり	29,700円
(ナ) 大口法人・減免法人調べ	作業1回当たり	44,500円
(ニ) 増減理由に関する調べ	作業1回当たり	26,700円
(ヌ) 未登録法人調査処理	作業1回当たり	19,800円
(ネ) 国税突合処理	1か月当たり	39,600円
(ノ) 外形標準課税等別表パンチ処理	1件当たり	50円
(ハ) 外形標準課税等別表入力処理	1か月当たり	47,100円
(ヒ) 外形標準課税等別表作成処理	1か月当たり	32,200円
(フ) 電子申告データ反映処理	1か月当たり	99,000円
(ヘ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	49,500円

イ 県民税利子割

(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,100円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,400円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,400円
(オ) 月例処理	1か月当たり	79,200円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,000円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,200円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円

(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	14,800円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	9,900円
ウ 証券二税		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,100円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,400円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,400円
(オ) 月例処理	1か月当たり	79,200円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,000円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,200円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	14,800円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	10,800円
エ 不動産取得税		
(ア) 調定データパンチ処理	1件当たり	65円
(イ) 調定データパンチ処理(個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ウ) 調定データ取込処理	1か月当たり	19,800円
(エ) 調定データ入力処理	1か月当たり	86,700円
(オ) 月例処理	1か月当たり	139,000円
(カ) 課税チェックリスト作成処理	1か月当たり	47,100円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,100円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ケ) 総務省報告処理	作業1回当たり	71,200円
(コ) 年次統計処理	作業1回当たり	44,500円
(サ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	43,500円
オ 個人事業税		
(ア) 随時調定処理	1か月当たり	136,200円
(イ) 個人事業税調査表処理	作業1回当たり	4,900円
(ウ) 調定データパンチ処理	1件当たり	28円
(エ) 定例調定処理(前期)	作業1回当たり	630,300円
(オ) 定例調定処理(後期)	作業1回当たり	389,500円
(カ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,100円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ク) 国税連携処理	作業1回当たり	4,900円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	29,700円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	27,700円
カ ゴルフ場利用税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	27,300円
(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	5,000円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	5,000円
(エ) 月例処理	1か月当たり	71,800円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	19,800円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(キ) 年次処理	作業1回当たり	29,700円

(ク) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	8,900円
キ 軽油引取税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	42,100円
(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,400円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,400円
(エ) 月例処理	1か月当たり	71,800円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	27,300円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(キ) OCR処理	1か月当たり	27,300円
(ク) 年次処理	作業1回当たり	29,700円
(ケ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	20,700円
ク 個人県民税		
(ア) 月例処理	1か月当たり	12,400円
(イ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	12,400円
(ウ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 年次統計処理	作業1回当たり	14,800円
(オ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	4,900円
ケ その他処理		
(ア) 調定処理(鉦区税)	作業1回当たり	12,400円
(イ) 調定処理(狩猟税)	作業1回当たり	12,400円
(ウ) 調定処理(県たばこ税)	1か月当たり	12,400円
(エ) 狩猟者情報パンチ処理(狩猟税)	1件当たり	60円
(オ) 収納マスタ更新処理	作業1回当たり	12,400円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(キ) 課税状況調パンチ処理	1枚当たり	640円
(ク) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	8,900円
(ケ) 臨時(調定・申告)処理	1件当たり	45円
(コ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
コ 収納管理		
(ア) 消し込み処理	1か月当たり	591,600円
(イ) 還付充当処理	1か月当たり	312,000円
(ウ) 月次集計処理	1か月当たり	94,000円
(エ) 過誤納リスト等処理	1か月当たり	49,500円
(オ) 報償金算定処理	作業1回当たり	46,000円
(カ) 決算統計処理	作業1回当たり	535,700円
(キ) 収納実績処理	1か月当たり	112,100円
(ク) 宛名圧縮マスタ作成処理	作業1回当たり	371,200円
(ケ) オンライン処理	1か月当たり	71,800円
(コ) マスタ切り処理	作業1回当たり	300,000円
(サ) 住所コード更新処理	1か月当たり	32,200円
(シ) 金融機関エラーチェック処理	作業1回当たり	3,100円
(ス) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(セ) 納付情報登録処理	1か月当たり	64,300円
(ソ) 仮消し込み反映処理	1か月当たり	16,800円

(タ) 本消し込み反映処理	1か月当たり	9,900円
(チ) 滞納者マスタ作成処理	1か月当たり	9,900円
(ツ) 収納明細データ作成処理	作業1回当たり	153,400円
(テ) 延滞金月次調定処理	1か月当たり	80,100円
(ト) 滞納繰越調定処理	作業1回当たり	81,000円
(ナ) 地方法人特別税月次集計処理	1か月当たり	19,800円
サ 滞納整理		
(ア) 督促状・催告状等作成処理	1か月当たり	86,700円
(イ) 延滞金通知処理	1か月当たり	79,200円
(ウ) 収入状況一覧表作成	作業1回当たり	42,900円
(エ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(オ) 不納欠損処理	作業1回当たり	74,200円
(カ) 滞納整理進行管理状況処理	1か月当たり	121,100円
(キ) 本税時効到来分リスト作成	作業1回当たり	35,600円
(ク) 延滞金時効到来分リスト作成	作業1回当たり	88,200円
(ケ) 延滞金催告通知処理	作業1回当たり	217,800円
(コ) 未納データベース作成処理	1か月当たり	420,000円
(サ) 進行管理表用データベース作成処理	1か月当たり	39,600円
(シ) 未進捗リスト用データベース作成処理	作業1回当たり	19,800円
(ス) マスタ切り処理	作業1回当たり	29,700円
(セ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第48条関係処理	1か月当たり	9,900円
シ 県税統合宛名管理		
(ア) 既存宛名連携処理	1か月当たり	99,000円
(イ) 申告データ番号真正性確認処理	1か月当たり	39,600円
(ウ) 統合・分割処理	1か月当たり	49,500円
(エ) 各種チェックリスト作成処理	作業1回当たり	49,500円
(オ) 住基突合用データ作成処理	作業1回当たり	39,600円
(カ) マスタ切り処理	作業1回当たり	80,000円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	49,500円
(ク) 法人データ突合処理	1か月当たり	19,800円
(ケ) 住基異動情報等取込処理	1か月当たり	39,600円
(コ) 団体内統合宛名税情報登録処理	1か月当たり	19,800円
ス 各種消耗品		
(ア) ロングライフリボンカートリッジ	1個当たり	2,200円
(イ) トナーカートリッジ 大	1本当たり	24,000円
(ウ) ドラムカートリッジ 大	1本当たり	56,000円
(エ) ドラムカートリッジ2 大	1本当たり	54,400円
(オ) EPカートリッジ 中	1本当たり	33,600円
(カ) トナーカートリッジ 小	1本当たり	16,000円
(キ) ドラムユニット 小	1本当たり	32,000円
(ク) EPカートリッジ 小	1本当たり	32,000円
(ケ) B4 カット用紙	1箱当たり	2,600円
(コ) A4 カット用紙	1箱当たり	1,800円
セ 定期交換部品		

(ア) 給紙ローラ (KIT TRAY FEED ROLL) 大	1個当たり	2,300円
(イ) 転写ローラ (HGS ASSY-BTR) 大	1個当たり	3,800円
(ウ) 定着器 (FUSER ASSY) 大	1個当たり	31,600円
(エ) 給紙ローラ (KIT FEEDER, HCFMSI) 大	1個当たり	2,600円
(オ) 定着ユニット 大	1個当たり	25,500円
(カ) 転写ユニット 大	1個当たり	3,200円
(キ) 用紙搬送ロールキット (用紙トレイ1用) 大	1個当たり	900円
(ク) 用紙搬送ロールキット (用紙トレイ2用) 大	1個当たり	900円
(ケ) 用紙搬送ロールキット (手差し用) 大	1個当たり	1,100円
(コ) 用紙搬送ロールキット (用紙トレイ3用) 大	1個当たり	900円
(サ) 用紙搬送ロールキット (用紙トレイ4用) 大	1個当たり	900円
(シ) 100Kキット (8500) 中	1個当たり	25,000円
(ス) ピックローラキット (手差し) 中	1個当たり	4,800円
(セ) ピックローラキット (トレイ) 中	1個当たり	2,140円
(ソ) 600Kキット (8450) 中	1個当たり	35,000円
(タ) カセットシュートキット 中	1個当たり	4,900円
(チ) 給紙ローラキット (PAPER FEEDING KIT MP) 小	1個当たり	4,000円
(ツ) 給紙ローラキット (PAPER FEEDING KIT) 小	1個当たり	4,100円
(テ) 定着器 (FIXING UNIT 115V) 小	1個当たり	31,200円
(ト) レーザユニット (LASER UNIT) 小	1個当たり	27,200円
(ナ) 給紙ローラキット増設ホッパ (PAPER FEEDING KIT) 小	1個当たり	4,100円
(ニ) 定着ユニット 小	1個当たり	17,700円
(ヌ) 転写ユニット 小	1個当たり	3,400円
(ネ) 用紙搬送ロールキット (用紙トレイ1用) 小	1個当たり	2,140円
(ノ) 用紙搬送ロールキット (手差し用) 小	1個当たり	1,600円
(ハ) 600Kキット 小	1個当たり	41,900円
(ヒ) 用紙搬送ロールキット (用紙トレイ2用) 小	1個当たり	2,140円
(フ) プリントヘッド (FMS-24◎P/H)	1個当たり	53,900円
(ヘ) 印字ヘッド	1個当たり	58,000円
(ホ) ピッカASSY A6 イコウ	1個当たり	35,300円
(マ) リバースローラASSY A6 イコウ	1個当たり	26,300円
(ミ) A1940-0616 ガススプリング	1個当たり	10,000円
(ム) ピンチローラASSY (8個 組品)	1個当たり	5,000円
(メ) ピンチローラASY-749 (8個 組品)	1個当たり	12,000円
(モ) ケイコウランプ	1個当たり	24,800円
(ヤ) N6370C/AS テンプチョウヒョウ	1個当たり	16,000円
(ユ) フェルトA	1個当たり	300円
(ヨ) フェルトB	1個当たり	380円
(ラ) ピッカASSY	1個当たり	16,600円
(リ) シャフト (R1) ASSY	1個当たり	15,400円
(ル) ウレタンシート	1個当たり	10,300円
(レ) ガススプリング	1個当たり	13,000円
(ロ) センタガイドASSY	1個当たり	2,280円

(ワ) フルカラーLEDライトバー	1個当たり	8,300円
(ヲ) フェルトC	1個当たり	300円
ソ メール費用		
(ア) 各種帳票集配送	1か月当たり	190,000円
タ システム作成費用		
(ア) プログラム作成費	1人日当たり	38,250円
チ 調査関連費用		
(ア) システム影響度調査費	1人日当たり	38,250円
ツ 機器使用料		
(ア) 端末装置使用料	1か月当たり	4,609,259円
(イ) 端末装置保守料	1か月当たり	1,966,667円
(ウ) 回線使用料(4月～9月)	1か月当たり	929,670円
(エ) 回線使用料(10月～3月)	1か月当たり	680,240円
(オ) 付属機器使用料	1か月当たり	570,000円
(カ) 情報セキュリティ対策料	1か月当たり	369,998円
(キ) 休日等ホスト稼働料	1時間当たり	19,000円
(2) 軽油流通情報管理システム		
ア データパンチ処理	1件当たり	23円
イ 流通データ処理	1か月当たり	167,400円
ウ 異動データ処理	1か月当たり	39,200円
エ 数量突合処理	1か月当たり	27,300円
オ 申告書プレプリント処理	1か月当たり	36,200円
(3) 自動車税システム		
ア 月例処理関係		
(ア) 分配情報作成及び関連1回目処理	1か月当たり	118,200円
(イ) 分配情報作成及び関連2回目処理	1か月当たり	51,900円
(ウ) 分配情報突合データ作成	1か月当たり	217,800円
(エ) 分配情報チェックリスト作成	1件当たり	7円
(オ) 分配情報修正データ作成	1件当たり	14円
(カ) 分配情報修正1回目作業	1か月当たり	117,000円
(キ) 分配情報修正2回目作業	1か月当たり	51,900円
(ク) カナ情報修正データ作成	1件当たり	14円
(ケ) カナ情報付与1回目処理	1か月当たり	78,900円
(コ) カナ情報付与2回目処理	1か月当たり	34,600円
(サ) 車種名付与1回目処理	1か月当たり	33,200円
(シ) 車種名付与2回目処理	1か月当たり	14,500円
(ス) 追加情報データ作成	1件当たり	9円
(セ) 追加情報データ作成(個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ソ) 追加情報付与1回目処理	1か月当たり	64,740円
(タ) 追加情報付与2回目処理	1か月当たり	28,900円
(チ) 税率・郵便番号等付与1回目処理	1か月当たり	52,860円
(ツ) 税率・郵便番号等付与2回目処理	1か月当たり	23,160円
(テ) 課税マスタ異動1回目処理	1か月当たり	404,300円
(ト) 課税マスタ異動2回目処理	1か月当たり	177,800円

(ナ) 減額・還付内訳書作成処理	1件当たり	0.8円
(ニ) 減額通知書作成	1件当たり	21円
(ヌ) 公金送金通知書等作成処理	1件当たり	32円
(ネ) リストテープ作成処理	1か月当たり	79,500円
(ノ) 納税者番号付与1回目処理	1か月当たり	177,600円
(ハ) 納税者番号付与2回目処理	1か月当たり	78,100円
(ヒ) 異動履歴処理1回目作業	1か月当たり	88,500円
(フ) 異動履歴処理2回目作業	1か月当たり	38,900円
(ヘ) 自動車取得税月例1回目処理	1か月当たり	47,900円
(ホ) 自動車取得税月例2回目処理	1か月当たり	20,900円
(マ) OSSデータ反映処理	1か月当たり	10,000円
イ 課税処理関係		
(ア) 賦課減額決議書等作成処理	作業1回当たり	45,000円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	作業1回当たり	81,000円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	作業1回当たり	45,000円
(エ) 身体障害者減免者テープ作成処理	作業1回当たり	121,000円
(オ) 減免通知書作成	1件当たり	6.2円
(カ) 減免継続申請書作成処理	1件当たり	27.5円
(キ) 納税通知書データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	13.8円
(ク) 納税通知書データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(ケ) 定期賦課処理	作業1回当たり	1,388,000円
(コ) 賦課時情報引継処理	作業1回当たり	24,000円
(サ) 履歴マスタ年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(シ) 滞納繰越年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	180,000円
(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	135,000円
(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理	1か月当たり	24,000円
(タ) 公示サインによるコメントレコード1回目作成	1か月当たり	56,700円
(チ) 公示サインによるコメントレコード2回目作成	1か月当たり	24,900円
(ツ) 要調査サイン修復処理	作業1回当たり	60,000円
(テ) 職権保留連絡票作成(現年及び滞繰)	作業1回当たり	53,300円
(ト) 職権保留更新処理(現年及び滞繰)	作業1回当たり	90,000円
(ナ) 減免・免除・復活更新処理	1か月当たり	267,300円
ウ 納貯口座処理関係		
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理	作業1回当たり	673,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理	作業1回当たり	41,400円
(ウ) 納貯口座マスタ異動処理	作業1回当たり	31,000円
(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理	1件当たり	1.8円
(オ) 口座振替分納税通知書データ作成	1件当たり	6.2円
(カ) 県税振替納付依頼書作成	1件当たり	11.5円
(キ) 納貯組合員の納税状況調書作成処理	作業1回当たり	18,000円
(ク) 口座振替データ作成	作業1回当たり	81,000円
(ケ) 金融機関コード別集計表作成作業	作業1回当たり	22,000円
(コ) 金融機関コード整備処理	1か月当たり	21,300円

(サ) 振替口座データ一括変換処理	作業1回当たり	60,000円
(シ) 口座振替納税証明書データ作成	1件当たり	6.2円
エ 収納処理関係		
(ア) オンライン消込処理	1件当たり	17円
(イ) 収入状況一覧表作成	1件当たり	1円
(ウ) 収入状況リストテープ作成処理	作業1回当たり	118,800円
(エ) 督促状等データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	15.9円
(オ) 督促状等データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(カ) 各種テープ抽出処理	作業1回当たり	118,800円
(キ) 督促状等控えリスト作成	1件当たり	1.2円
(ク) 督促状等発付前納付リスト作成	作業1回当たり	11,800円
(ケ) 口座振替分磁気テープ変換作業	作業1回当たり	35,600円
(コ) 自動車税済通年度処理	作業1回当たり	117,000円
(サ) MPN収納用納税証明書作成	1件当たり	32円
(シ) 電子納税確認連携処理	1か月当たり	118,800円
オ 統計その他		
(ア) 各種統計資料作成処理	作業1回当たり	119,600円
(イ) 軽油使用者調作成処理	1件当たり	3.6円
(ウ) 各種リストテープ作成処理	作業1回当たり	119,700円
(エ) 各種プルーフリスト作成	1か月当たり	9,800円
(オ) 大口リスト作成	1件当たり	1.8円
(カ) コメントリスト作成	作業1回当たり	29,700円
(キ) 身体障害者減免データベース作成	1か月当たり	12,700円
(ク) 身体障害者減免未納者一覧表作成	作業1回当たり	118,400円
(ケ) 職権抹消処理	作業1回当たり	213,800円
(コ) 職権抹消照会ハガキ作成	1件当たり	12円
(サ) 自動車税滞納者マスタ作成処理	作業1回当たり	13,800円
(シ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(ス) オンライン処理作業	1か月当たり	899,700円
(セ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	128,700円
(ソ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
カ 自動車取得税関係		
(ア) 自動車取得税データコンバート	作業1回当たり	14,800円
(イ) 自動車取得税オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	54,400円
キ プログラム作成関係		
(ア) プログラム作成費	1人日当たり	38,250円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

平成19年和歌山県告示第233号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表中

16	紀の川市	中津川字丸尾	729番1	規則第12条の31第2号	を
		中津川字丸尾	729番2		
16	紀の川市	中津川字丸尾	729番3の一部	規則第12条の31第2号	に
		中津川字北深坂	731番12の一部		

改める。

和歌山県告示第528号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成30年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ヒカタ薬局	海南市日方1521-6	医療機関の所在地	海南市日方1271-13	海南市日方1521-6	平成 25. 3. 1

和歌山県告示第529号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成30年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ヤマシン訪問看護ステーション	和歌山市松江1325-8	医療機関の所在地	和歌山市湊御殿2-1-19	和歌山市松江1325-8	平成 27. 12. 1

和歌山県告示第530号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成30年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションメンタルナース	和歌山市神前488-4	医療機関の所在地	和歌山市鳴神746番地1 ブレジール鳴神202 号室	和歌山市神前488-4	平成 29. 10. 1

和歌山県告示第531号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成30年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ファーマシィ薬局アゼリア	和歌山市木ノ本103番地の3	医療機関の名称	アゼリア薬局	ファーマシィ薬局アゼリア	平成29.11.1

和歌山県告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、海南野上土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成30年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第533号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、平成30年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成30年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 狩猟免許試験の日時及び場所

次のとおりとする。ただし、網猟免許に係る試験は、和歌山県民文化会館以外の会場では実施しない。

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月22日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
7月22日	日	正午	日高町中央公民館	日高郡日高町高家629
7月22日	日	正午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
8月26日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
8月26日	日	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網猟免許に係るもの

a 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b 網の猟具1種類についての架設を行う。

(イ) わな猟免許に係るもの

a わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b わなの猟具1種類についての架設を行う。

(ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装填、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、技能試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

(1) 狩猟免許試験受験票

(2) 筆記用具

(3) 視力矯正器具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要事項を記入し、次の書類等を添付の上、住所地为管轄する振興局農業水産振興課又は一般社団法人和歌山県猟友会各支部に申し込むこと。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許手数料

5,200円（和歌山県証紙）とする。ただし、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、3,900円とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあっては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあっては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

8 免許申請書の提出期間及び時間

次に掲げる期間とする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、提出時間は、午前9時から午後5時までとする。

(1) 7月22日（日）に実施する試験については、6月11日（月）から同月29日（金）まで

(2) 8月26日（日）に実施する試験については、7月17日（火）から8月3日（金）まで

9 その他

狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。

和歌山県告示第534号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条の規定により、平成30年度狩猟免許更新に係る適性試験(以下「適性検査」という。)及び講習を次のとおり実施する。

平成30年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 適性検査及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地	担当 振興局
7月4日	水	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2	海草
7月11日	水	午後1時30分	紀美野町総合福祉センター	海草郡紀美野町下佐々1408-4	
7月15日	日	午後1時30分	海南市海南保健福祉センター	海南市日方1519-10	
7月28日	土	午後1時30分	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地	
7月20日	金	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209	那賀
7月29日	日	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209	
8月10日	金	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209	
7月25日	水	午後1時30分	伊都総合庁舎	橋本市市脇四丁目5-8	伊都
8月1日	水	午後1時30分	かつらぎ町総合文化会館	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2454	
7月25日	水	午後1時30分	有田川町清水文化センター	有田郡有田川町清水963-3	有田
7月28日	土	午後1時30分	きびドーム	有田郡有田川町下津野2021	
8月2日	木	午後1時30分	きびドーム	有田郡有田川町下津野2021	
7月8日	日	午後1時30分	日高川町農村環境改善センター	日高郡日高川町小熊2416	日高
7月10日	火	午後1時30分	日高川交流センター	日高郡日高川町高津尾718-3	
7月11日	水	午後1時30分	日高町中央公民館	日高郡日高町高家629	
7月24日	火	午後1時30分	みなべ町中央公民館	日高郡みなべ町谷口301-4	
7月5日	木	午後1時30分	田辺市大塔総合文化会館	田辺市鮎川2567番地の1	西牟婁
7月10日	火	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	
7月12日	木	午後1時30分	田辺市龍神市民センター	田辺市龍神村安井1048番地の6	
7月24日	火	午後1時30分	すさみ町総合センター	西牟婁郡すさみ町周参見4120-1	
7月26日	木	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	
7月17日	火	午後1時30分	串本町文化センター	東牟婁郡串本町串本2427	東牟婁
7月19日	木	午後1時30分	古座川町中央公民館	東牟婁郡古座川町高池777	
7月24日	火	午後1時30分	北山村民会館	東牟婁郡北山村大沼66	
7月26日	木	午後1時30分	那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天満441-8	
7月29日	日	午後1時30分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	

2 適性検査

検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習内容

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 45分
- (2) 鳥獣の判別 45分
- (3) 猟具の取扱い 45分
- (4) 鳥獣の保護及び管理 45分

4 適性検査及び講習の対象者

- (1) 県内に住所を有し、有効期限が平成30年9月14日までの狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許と同種類の狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当する者を除く。
- (2) (1) に定める対象者のうち、有効期間が満了していない異なる種類の狩猟免許を受けている者にあつては、当該狩猟免許についても更新することができる。

5 携帯品

- (1) 狩猟免許適性検査及び講習受講票
- (2) 筆記用具
- (3) 講習テキスト
- (4) 視力矯正器具

6 適性検査及び講習の申込み

適性検査及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要な事項を記入し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性検査及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業水産振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

7 その他

適性検査及び講習の開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

和歌山県告示第535号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町清川字向宇路住120の1・120の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向宇路住120の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第536号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成30年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

和歌山市

2 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業3・2・4号有本中島線

3 事業施行期間

平成30年4月24日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

和歌山県和歌山市納定字釜ヶ淵及び字川原並びに黒田字大西地内

(2) 使用の部分

なし

和歌山県告示第538号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

長野川左支溪（8-421-1-082）、長野川左支溪（8-421-1-083）、狗子の川右支溪（8-421-2-093）、狗子の川右支溪（8-421-2-094）、長野川右支溪（8-421-2-100）、狗子の川右支溪（8-421-2-101）、長野川左支溪（8-421-2-102）、長野川左支溪（8-421-2-103）、長野川左支溪（8-421-2-104）、長野川左支溪（8-421-2-105）、長野川左支溪（8-421-2-107）、長野川左支溪（8-421-2-108）、長野川左支溪（8-421-2-109）、狗子の川右支溪（8-421-2-903）、狗子の川右支溪（8-421-2-904）、太田川左支溪（8-421-2-038）、太田川左支溪（8-421-2-039）、宮洞谷（8-421-2-040）、太田川左支溪（8-421-1-029）、太田川左支溪（8-421-2-041）、中ノ川左支溪（8-421-2-043-1）、中ノ川左支溪（8-421-2-043-2）、太田川左支溪（8-421-2-044）、糸ノ谷（8-421-1-027）、太田川右支溪（8-421-2-016）、太田川左支溪（8-421-2-033）、太田川左支溪（8-421-2-034）、小川左支溪（8-421-2-013）、小川左支溪（8-421-2-015）、中山谷（8-421-2-017）、中山谷左支溪（8-421-2-018）、太田川（8-421-2-025）、庵の谷（8-421-1-032）、尾の谷川左支溪（8-421-1-033）、井鹿川左支溪（8-421-1-034）、寺地谷（8-421-1-035）、井鹿川左支溪（8-421-1-036）、大谷川右支溪（8-421-1-037）、大谷川右支溪（8-421-1-905）、大谷川右支溪（8-421-2-010）、大谷川右支溪（8-421-2-011）、井鹿川左支溪（8-421-2-052）、井鹿川左支溪（8-421-2-053）、井鹿川左支溪（8-421-2-054）、太田川左支溪（8-421-2-055）、太田川左支溪（8-421-2-056）、太田川左支溪（8-421-2-907）、太田川左支溪（8-421-2-908）、寺前（Ⅰ-1896）、高津気 3（Ⅱ-8153）、高津気 4（Ⅱ-8154）、高津気 5（Ⅱ-8155）、高津気 6（Ⅱ-8156）、高津気 7（Ⅱ-8157）、萬野（Ⅱ-8432）、小山前（Ⅱ-8433）、寺の下（Ⅱ-8434）、高津気 8（Ⅲ-4522）、高津気 9（Ⅲ-4523）、長井（3）（Ⅰ-1915）、長井（2）（Ⅰ-1916）、長井 4・長井・長井（2）（Ⅰ-4687）、長井 5（Ⅱ-8226）、長井（Ⅰ-1917）、南大居 6（Ⅱ-8227）、楠橋 1（Ⅰ-1918）、中ノ川（Ⅰ-1919）、楠橋（Ⅰ-1962）、楠橋 2・楠橋（Ⅰ-4688）、中ノ川 2（Ⅱ-8228）、中ノ川 3（Ⅱ-8229）、中ノ川 4・中ノ川（Ⅲ-4553）、熊瀬川 2（Ⅱ-8125）、串ノ谷 1（Ⅱ-8126）、串ノ谷 2（Ⅱ-8127）、熊瀬川（Ⅱ-8431）、上平瀬 1（Ⅱ-8213）、上平瀬 2（Ⅱ-8214）、下平瀬 1（Ⅱ-8215）、西中野川 1（Ⅱ-8216）、西中野川 2（Ⅱ-8217）、瀬越 1（Ⅱ-8218）、瀬越 2（Ⅱ-8219）、西中野川 3（Ⅱ-8220）、下平瀬 2（Ⅲ-4550）、籠（Ⅰ-1877）、田垣内 2（Ⅱ-8092）、田垣内 3（Ⅱ-8093）、田垣内 4（Ⅱ-8094）、田垣内 5（Ⅱ-8095）、田垣内 1（Ⅱ-8096）、東側（Ⅱ-8429）、檜原 1（Ⅱ-8083）、檜原 2（Ⅱ-8084）、檜原 3（Ⅱ-8085）、檜原 4（Ⅱ-8086）、坂足 1（Ⅱ-8087）、坂足 2（Ⅱ-8088）、坂足 3（Ⅱ-8089）、坂足 4（Ⅱ-8090）、直柱（Ⅱ-8091）、南大居（Ⅰ-1920）、内ラ地・内ら地 2（Ⅰ-1921）、岡崎（Ⅰ-1924）、寺地前（Ⅰ-1925）、田ノ谷（Ⅰ-1926）、的場（Ⅰ-2398）、南大居 2・南大居（Ⅰ-4689）、南大居 3（Ⅰ-4690）、寺地前 2・寺地前（Ⅰ-4691）、南大居 4（Ⅰ-4692）、南大居 5（Ⅰ-4693）、南大居 7（Ⅱ-8230）、南大居 8（Ⅱ-8231）、南大居 9（Ⅱ-8232）、南大居 10（Ⅱ-8239）、内ラ地 2（Ⅱ-8240）、内ラ地 3（Ⅱ-8241）、

南大居 11 (Ⅱ-8242)、南大居 12 (Ⅱ-8243)、南大居 13 (Ⅱ-8247)、上ノ沖 2・岡崎 (Ⅱ-8248)、南大居 14 (Ⅱ-8249)、南大居 15 (Ⅱ-8250)、大谷 2・田ノ谷 (Ⅱ-8251)、大谷 3 (Ⅱ-8252)、大谷 1 (Ⅱ-8253)、倉本 (Ⅱ-8440)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

中ノ川右支溪(8-421-1-030)、太田川左支溪(8-421-1-906)、太田川右支溪(8-421-2-012)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第539号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、日高港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成30年4月24日

日高港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 港湾計画の変更の概要

平成9年和歌山県告示第1151号によりその概要を公示した日高港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(変更理由)

浜ノ瀬地区について、漁業関係者の利用実態に合わせて小型船だまり計画を変更するとともに、土地利用需要の変化に対応するため臨港交通施設計画及び土地利用計画を変更することのほか、荒天時等による海岸侵食から背後地域を防護するため海岸保全施設を配置することとする。

(1) 小型船だまり計画

漁業関係者の利用実態に合わせ、小型船だまり計画を次のとおり変更する。

浜ノ瀬地区

泊地 水深 2m 面積 1ha [既定計画の変更]

防波堤 延長 460m(既設) [既定計画の変更]

突堤 延長 50m [新規計画]

物揚場 水深 2m 延長 272m(既設) [既定計画の変更]

船揚場 延長 30m [既設]

埠頭用地 面積 2ha [既設]

既定計画
泊地 水深 2m 面積 1ha
防波堤 延長 640m
物揚場 水深 2m 延長 440m
既設
船揚場 延長 30m
埠頭用地 面積 2ha

また、次の小型船だまり計画を削除する。

既定計画
泊地 水深 3m 面積 1ha
防波堤（波除） 延長 105m
物揚場 水深 3m 延長 195m

(2) 臨港交通施設計画

土地利用需要の変化に対応するため、臨港交通施設計画を次のとおり変更する。

道路

臨港道路浜ノ瀬臨海線

起点 浜ノ瀬ふ頭 終点 県道日高港線 2車線（既設） [既定計画の変更]

既定計画
臨港道路浜ノ瀬臨海線
起点 浜ノ瀬ふ頭 終点 県道日高港線 2車線

(3) 土地造成及び土地利用計画

土地利用需要の変化に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

土地利用計画

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	交通機能 用地	緑地	合計
浜ノ瀬	(2) 2				(1) 1	(1) 1	(3) 3

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(4) その他重要事項

港湾及び港湾に隣接する地域の保全

港湾及び港湾に隣接する地域を荒天時の海岸侵食から守るため、浜ノ瀬地区において海岸保全施設を配置する。

2 港湾計画の縦覧の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾漁港整備課

和歌山県告示第540号

平成30年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成

7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称
平成30年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立和歌山北高等学校
和歌山市市小路388番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年3月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
和歌山バス株式会社
和歌山市和歌浦西一丁目8番1号
- 5 落札金額
38,884,406円（うち消費税及び地方消費税の額2,880,326円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年2月6日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第14号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第2項の規定により、認定した運転免許取得者教育を次のとおり公示する。

平成30年4月24日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

名称、所在地及び代表者の氏名			運転免許取得者教育に使用する施設		運転免許取得者教育の課程		認定をした年月日
名称	所在地	代表者の氏名	名称	所在地	名称		
株式会社有田自動車学校	和歌山県有田郡有田川町大字明王寺112番地	岩橋正典	有田自動車学校	和歌山県有田郡有田川町大字明王寺112番地	第1条第7号	大型自動二輪車の二人乗り安全習熟教育	平成30.3.16

和歌山県公安委員会告示第15号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により運転免許取得者教育を行う者の代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

平成30年4月24日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

名称	運転免許取得者教育に使用する施設	運転免許取得者教育の課程の名称	変更事項	新	旧	変更年月日

一般財団法人和歌山県交通安全協会	和歌山県自動車学校	リフレッシュコース	代表者の氏名	大桑埴嗣	大岡淳人	平成 30.2.27
	ソト浜自動車学校	普通自動車教育課程				
	和歌山県御坊自動車学校	エンジョイ・ドライブコース				
	那智勝浦自動車教習所	ハッピードライブ教育				
ハッピーライディング教育		熟年ドライバー教育				

和歌山県公安委員会告示第16号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関の代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

平成30年4月24日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

名称	特定講習の業務を行う事務所の名称	変更事項	新	旧	変更年月日
一般財団法人和歌山県交通安全協会	和歌山県自動車学校	代表者の氏名	大桑埴嗣	大岡淳人	平成 30.2.27
	ソト浜自動車学校				
	和歌山県御坊自動車学校				
	那智勝浦自動車教習所				